

# 定 款

平成 19 年 4 月 2 日

株式会社メッツ

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メッツと称し、英文では、MET'S CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの開発および販売
2. コンピューターハードウェアの開発および販売
3. 映画・テレビ番組・ビデオ企画・制作・販売・賃貸借
4. 広告代理業
5. 雑誌・書籍制作・販売
6. 有価証券の保有および運用
7. セキュリティ機器(防犯、防火、防災および安全に関する設備機器)ならびにシステムの開発設計、販売
8. 警備業ならびに警備人材の派遣
9. インターネットを利用した動画ならびに音声による情報提供
10. インターネットを利用したオークションの開催ならびに情報提供
11. インターネットを利用した懸賞の開催ならびに情報提供
12. インターネットホームページの企画・立案および管理ならびに運用
13. 音声・映像のソフトウェアの企画、製作、販売、賃貸
14. グループ企業の経営指導、業務指導
15. 金融業
16. 投資業
17. 投資顧問業
18. 信託受益権の保有および売買
19. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
20. 集金代行業
21. 不動産売買、賃貸、管理およびその仲介
22. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,951,200株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第9条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿および端株原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿および端株原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

( 定時株主総会の基準日 )

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

( 招集権者および議長 )

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

( 決議の方法 )

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

( 議決権の代理行使 )

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

( 議事録 )

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

( 取締役の員数 )

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

( 取締役の選任方法 )

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

( 取締役の任期 )

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

### (監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### (報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

- 1 昭和63年 7月20日(創立起草)
- 2 昭和63年 7月22日(創立)
- 3 平成 3年 1月10日(改正)
- 4 平成 3年 9月20日(改正)
- 5 平成 4年10月14日(改正)
- 6 平成 6年 6月22日(改正)
- 7 平成 6年 9月12日(改正)
- 8 平成 9年 5月28日(改正)
- 9 平成10年 5月26日(改正)
- 10 平成11年 5月31日(改正)
- 11 平成11年12月10日(改正)
- 12 平成12年 6月29日(改正)
- 13 平成14年 5月31日(改正)
- 14 平成15年 6月24日(改正)
- 15 平成16年 3月11日(改正)
- 16 平成16年 6月 7日(改正)
- 17 平成16年 8月30日(改正)
- 18 平成17年 6月 7日(改正)
- 19 平成18年 6月 8日(改正)
- 20 平成19年 4月 2日(改正)